

都市計画案（変更）説明会における主な質疑概要

令和4年10月21日（金）に開催しました「岸之浦地区における都市計画変更に関する説明会」における主な質疑の概要は以下のとおりです。

<主な質疑>

質 疑	市の回答
地区計画の変更案について	
・地区計画の「敷地面積の最低限度：5000㎡」は、敷地面積の規定であって、建物の面積は小さくても問題ないか。	・用途地域で規定される建ぺい率により、敷地面積に応じて建築面積の上限があるが、建築面積の下限に関する規定はない。
阪南港阪南2区整備事業について	
埋立事業について ・マリーナや緑地の計画となっているあたりは、いつ頃に埋立て完了の予定か。	・マリーナが計画されている交流厚生用地の竣功期限については、埋立免許で令和8年1月となっている。あくまで現時点の計画であるので、事業進捗等により変更となる可能性はある。
企業誘致について ・募集時期 ・募集条件 ・問い合わせ先 など	・公募は、大阪港湾局が実施 ・公募に関する問合せ先：堺泉北港ポートサービスセンタービル内 大阪港湾局事務所